

## 特定非営利活動法人 サイバー・キャンパス・コンソーシアム TIES

### 学術認証フェデレーション認証連携サービス運用規程

#### (趣旨)

第1条 この要項は、NPO 法人 CCC-TIES（以下、当法人という。）の学術認証フェデレーション認証連携サービス（以下、学認という。）の運用に関し必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学認は、国立情報学研究所学術認証運営委員会が実施するものであり、研究機関等が構築した認証基盤を連携し、他機関との認証連携を実現することを目的として、技術仕様、運用ルール、利用方法等について参加機関間で調整し、合意形成を行うことを通じて、認証連携を進めるものをいう。
- (2) IdP は、学認の組織 ID を他機関に提供するための管理サーバをいう。
- (3) SP は、学認の認証を利用して運用されるサーバをいう。
- (4) 学術サービスは、学術研究・教育及びその支援のために供するサービスをいう。
- (5) 属性情報は、IdP 内に記録される個人情報及びその項目をいう。

#### (利用者の範囲)

第3条 当法人において学認が行う学術サービスを利用することができる者（以下、利用者という。）は、次の各項に掲げる者とする。

- (1) 当法人に所属する役員、職員
- (2) 附置研究所の客員研究員
- (3) 事務局長が認めた者

#### (利用者の義務)

第4条 利用者は、当法人の規程等を遵守しなければならない。

- 2 事務局長は、前項が遵守されないと認めたときは、当該利用者の当法人個人 ID を取消し又は一定期間その利用を停止させることができる。

#### (SP に伝搬可能とする属性情報)

第5条 当法人の学認から SP に伝搬可能とする属性情報は、国立情報学研究所学術認証運営委員会が定める「学認技術運用基準」の別添 1 にしたがうものとする。

(当法人の SP と学認の認証連携申請)

- 第6条 当法人に設置予定の SP が、当法人の学認との認証連携を行うことを希望する場合は、当該 SP の管理者は当法人学術認証フェデレーション認証連携サービス SP 認証連携申請書（以下、認証連携申請書という。）を事務局長に提出するものとする
- 2 前項で設置する SP の管理者は、学術認証フェデレーションへの参加が認められた場合は、速やかに 承認書の写しを事務局長に提出しなければならない。

(認証連携 SP 管理者の義務)

- 第7条 当法人の学認と認証連携を行っている SP の管理者（以下、認証連携 SP 管理者という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 当法人の学認の運用に協力すること。
  - (2) 当法人の学認の障害による認証連携サービスの中断への対応に協力すること。
  - (3) インシデント解析や統計情報取得に協力すること
  - (4) 当法人学認のハードウェア・ソフトウェアに障害等を与えたと認められる場合に、サービス停止等に協力すること。
  - (5) 属性情報の適正な管理に努めること。
- 2 認証連携 SP 管理者は、前項に定めるもののほか、利用に際して当法人の規程等及び国立情報学研究所学術認証運営委員会が定める「学認実施要領」、「学認技術運用基準」を遵守しなければならない。
- 3 認証連携 SP 管理者は、SP の適正な管理に努めなければならない
- 4 事務局長は、前各項が遵守されないと判断するときは、当該 SP の認証連携を一定期間停止させることができる。

(変更届出)

- 第8条 認証連携 SP 管理者は、申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに SP 変更届出書により、事務局長に届け出なければならない。

(終了届出)

- 第9条 認証連携 SP 管理者は、認証連携を終了するときは、SP 終了届出書により、事務局長に届け出なければならない。

(学外 SP との認証連携)

- 第10条 学外SPが提供する学術サービスのうち、事務局長が適当と認めた場合に限り学外SPとの認証連携を行うものとする。

(雑則)

第11条 保存期間がある文書について、当該保存期間が終了した場合は文書管理者に確認の上、廃棄するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附則

第1条 この規程は、令和5年11月29日から施行する。

第2条 この規程の施行に伴い、「TIES 共同利用規約」及び「TIES 共同利用細則」は、廃止する。